

ミツヒロニュース



京都の祇園祭に行きました。歴史有る祭りで7月の1ヶ月間、様々な行事が行われます。華やかな祭りを支えるのは、八坂神社の女子である町衆。各町内会の子供からお年寄りまで皆が心を一つにして準備をするそうです。親から子、そして孫へと祭りを伝承し、日本人の心をも継承しているのだと思います。ぜひ人と人との繋がりを大切にしたいものです。 光廣 昌史

今月のトピックス

- グループ法人間における寄附金の取り扱い
- 子会社の解散は9月末日までに！
- お盆時期の休業に伴うご案内
- あとがき
山ガール
ノアシユタンガヨガの八支則

グループ法人間における寄附金の取扱い

平成22年度の税制改正のポイントとなるものの一つにグループ法人税制があります。最近の法人の実態は、グループ全体として運営していることが多くなり、グループ内での資産の移転などが多く行われている実態を税制に反映させるために導入される改正です。グループ法人税制については、租税回避行為を防止するために創設されたと言われるものも多く、今後留意すべき事項が多くありますが、今回は、グループ法人税制の中でも税務上のメリットの高い代表例として寄附金を紹介します。グループ法人間での寄附金の取扱いは複雑ですので、注意が必要です。

1. グループ法人間の寄附金の損金不算入の概要

その名の通り、グループ法人間において、**寄付した側の寄附金の損金不算入、受け取った側の受贈益の益金不算入額を認める制度**です。

これまでは、受贈益については、そのまま益金に算入し、寄附金については、損金算入限度の枠を設けていましたので、大きな改正点となります。

この改正により、グループ法人間における経済的利益の移転にあたっては、所得の変動がなくなりますので、グループ法人間での経済的利益の移転に対する弊害もなくなり、**グループ内の資産をより有効活用できる法人に容易に移動**できるようになりました。

ただし、この適用があった場合には、所得の変動はなくても、「**利益の移転**」が生じることとなります。
(次ページへ続く)

「利益の移転」が起きると、寄附による恩恵を受けた受領側の法人では、株式の価値が上昇し、支出側の法人では株式の価値が下落することになります。そこで、この「利益の移転」を反映させるべく、**利益積立金額の調整が必要**となります。

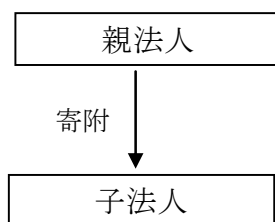
●利益積立金額の調整（＝株価の調整）

税制上、受贈益の益金不算入、寄附金の損金不算入の適用について「**寄附修正事由**」と規定し、寄附修正事由が生じた場合には、株主である親会社において親会社の利益積立金額（＝税務上の株価）を調整し、所有する子会社株式の帳簿価額を修正します。

ここで、例をいくつか紹介したいと思います。

2. グループ法人間の寄附金における取り扱い例

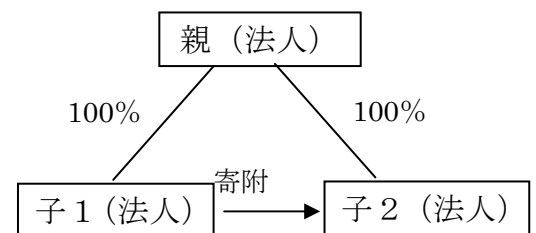
ケース1 親子法人間における寄附金の取り扱い



完全支配関係にある親法人から子法人に寄附金を支出した場合には、親法人の子会社法人株式を増加させ、子会社法人について利益積立金額を増加させることによって子会社法人の税務上の株価を調整します。

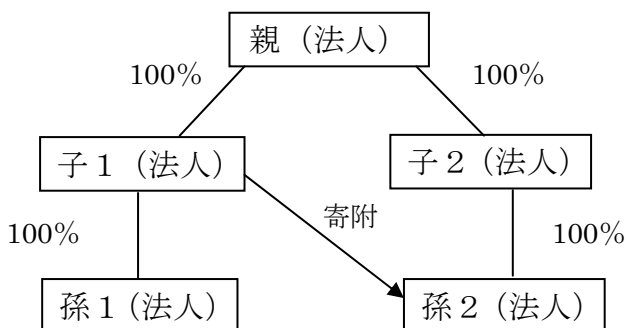
ケース2 子法人間における寄附金の取り扱い

右図のように、子法人1から子法人2への寄附の場合、子法人1は、寄附金の全額損金不算入として、処理をし、子法人2については、受贈益の全額益金不算入と同時に、利益積立金額に加算します。



また、親法人においては、寄附金相当額の子法人1株式の帳簿価額の引き下げを行うとともに、子法人2株式の帳簿価額の引き上げを行います。親会社の株価は、子法人1の帳簿価額の引き下げに対して利益積立金を減少させ、子法人2の帳簿価額の引き上げに対して、利益積立金を増加させて、親会社の税務上の株価を調整します。

ケース3 子法人・孫法人間における寄附金の取り扱い



左図のように、子法人1から孫法人2への寄附の場合、子法人1は、寄附金の全額損金不算入となり、孫法人2については、受贈益の全額益金不算入となります。

親法人については、寄附修正事由による修正額が生じ、親法人の利益積立金額を減少させることにより税務上の株価を調整し、子法人1株の帳簿価額を減少させます。

また、この場合子法人2の処理も生じます。

子法人2は子法人2の利益積立金額を加算し、税務上の株価を調整するとともに、孫法人2の帳簿価額を加算します。

以上のように、**ケースによってグループ法人における寄附金の取り扱いは複雑になります**ので、注意が必要です。お問い合わせ等ありましたら、弊社までご連絡ください。

子会社の解散は 9月末日までに！

平成 22 年度の税制改正により、**清算所得課税が廃止**となりました。清算所得課税は法人税法の中では異例の「財産方式」の課税方式で、貸借対照表上で債務超過の場合は課税されませんでした。しかし、清算所得課税が廃止される 10 月 1 日以後は通常の「損益方式」で課税されることとなりますので、解散後に債務免除を受けた場合は、免除益が生じたとみなされ、税法上の繰越損を超えた場合、課税される可能性が出てきました。

これまで、税金対策として、親会社が経営不振の子会社を整理する場合、親会社が子会社の債権者から債権を買い取るなどして子会社の債務を整理し、債権者は親会社のみであるようにしたうえで債権債務を相殺し、子会社が親会社に対して支払うべき債務を親会社が免除して特別清算することもされてきました。しかし、清算所得課税廃止後は、**債権放棄をして会社を整理することは難しくなります。**

そのため、9 月末日までに子会社を清算する方が有利となるケースが発生します。

子会社を清算した場合の例

親会社		子会社		(万円)
子会社出資金	3,000 万円	資産	500	親会社借入金 1,000
子会社貸付金	1,000 万円			出資金 3,000
				繰越損益 ▲3,500
		500		差引 500

※税法上の繰越損失 1,000 万円

1) これまでの税務処理 (平成 22 年 9 月 30 日までに解散手続をした場合)

①子会社

親会社に資産 500 万円を引渡し、親会社借入金を清算します。
親会社借入金 500 / 資産 500
出資金 3,000 / 繰越損益 3,000
残りの借入金は親会社より免除してもらいます。出資金は、繰越損失が 3,000 万円あるため、回収できません。

②親会社

子会社より資産を 500 万円受け入れたので、貸付金が 500 万円減少します。
資産 500 / 子会社貸付金 500
それ以外は回収できませんので、
子会社貸付金貸倒損失 500 万円
子会社株式消滅損 3,000 万円
となり、損金に計上することができます。

2) 平成 22 年 10 月 1 日以後清算した場合の税務処理

①子会社

従来通りの処理をします。
ただし、親会社借入金の免除益 500 万円が税法上の繰越損失と相殺されます。免除益については親会社からの寄附金となり、税務上益金不算入となります。

②親会社

親会社では、従来通りの処理とは異なり、税法上の繰越損失のみを引き継ぎ、それ以外の損失は発生しません。

参考文献

税務通信 3105号 「平成22年度税制改正で導入されるグループ法人税制の概要」
税務研究会「グループ法人税制への実務対応」、
J-NEWS「グループ法人単体課税制度のメリットデメリット」
帝国タイムス「清算所得課税の廃止」

お盆時期の休業に伴うご案内

いつもご愛顧賜り、ありがとうございます。弊社のお盆に伴う休業日は以下の通りとなります。

2008年8月12日（木）～8月16日（月）

8月17日（火）より通常営業となります。予めご了承くださいますよう宜しくお願い致します。

あとながき

暑中お見舞い申し上げます。夏休みシーズンを迎え、海へ山へと出掛けられる方も多いのではないのでしょうか。海と山のどちら派？尋ねられたら、私は山派と答えるのですが、きっと子供の頃の体験が大きく影響しているのだと思います。というのも我が家は二人姉妹、子供は女の子しかいないのに、夏のイベントは登山&キャンプでした。道後山を始め大山など中国地方のあちらこちらの山に登り、お陰でたくましく育った気がします。昨今の中高年層の登山ブームに加え、今、若い女性の間で、『山ガール』と呼ばれるファッションが注目を集めたり、カラフルなウェアに身を包んで実際にハイキングやトレッキングを楽しむ若い女性『山ガール』が急増中で、とにかく登山ブームらしいのです。先日、TV番組で「驚き！超ラク山登り術……」といったタイトルで、疲れのない山登りの方法や筋肉痛を防ぐ極意を紹介していました。ポイントは①歌を口ずさむペースで歩く→歌いながら息があがらないペースで歩くと、遅筋という筋力を使って歩くことになり疲労度を軽減できる。②小股で下る→筋肉痛の原因は下り特有の筋肉の運動にあるため、筋肉を痛めないために山を下る時は小股で歩く。これらを忠実に実践したところ、負担が少ない運動により血行が促進され、登る前より登った後の方が疲労度が減少している。という驚くべき実験結果が出たそうです。山に登る機会があれば、ぜひお試し頂ければと思います。夏には沢山のイベントがあります。暑さに負けず元気に過ごして、楽しい夏の思い出を作りましょう。



森川です。前に下田が言っておりましたが、縁あって、昨年11月ごろからヨガを始めて、8か月となりました。その①精神鍛錬ができる その②走り回るのはあんまり好きじゃないが、体を動かしたいし、アンチエイジング（笑）を心がけたいという理由で、珍しく自発的に習い事を続けています。ヨガの中でも、アシュタンガヨガという種類のヨガがあるのですが、先日アシュタンガヨガに基づいた「八支則」という話を聞きました。アシュタンガヨガでは、何を鍛錬（理解）していくのか？というものが8段階あります。その中の「禁戒」（きんかい）という最初の段階の中に、人や物に対して守るべき行動パターンが5つあり、その中に「不盗（ふとう）」という項目があります。その漢字の通り、盗まないということなのですが、何を盗んではならないかという点に大変感銘を受けました。人の物はもちろんですが、「人の時間を盗んではならない」んだそうです。人の時間を盗むというのは、遅刻に始まり、色々なところで起こりがちです。しかし、人の時間＝命ですから、人の時間を盗むというのは、人の命を盗むことだと解釈しました。時間にルーズな部分を直す良い機会だと思いましたし、愚痴など後ろ向きな話をすることが、相手の時間を盗むということではないか！と思ったので、この「不盗」について大いに心がけたいと思います。とはいえ、聖人君子ではないので完璧に貫く日はなかなか来ないと思うのですが、少しずつ少しずつ、努力するぞ！と肝に銘じています。ヨガって、体を動かすだけに終わらない深いところが良いよなあと思いつつ、次回もとっても楽しみです。

【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営羅針盤
Office Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <http://www.office-m.co.jp>

